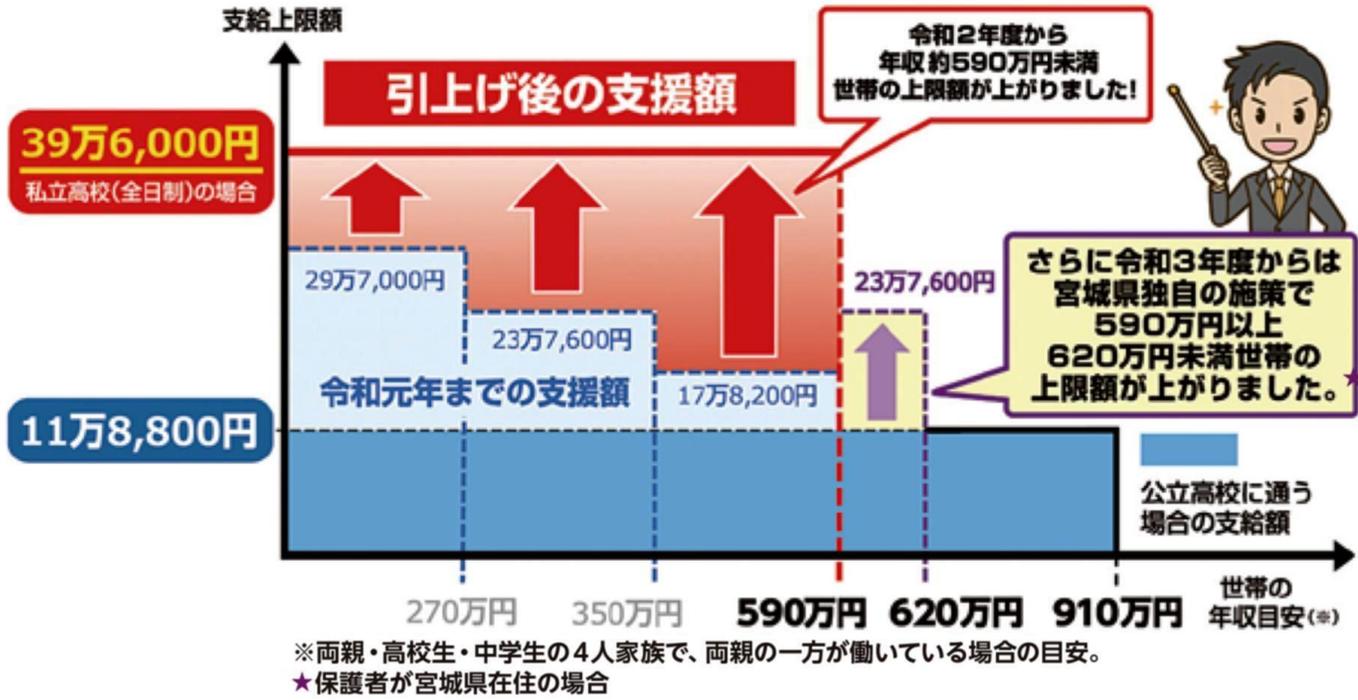


### 就学支援金について

**令和2年度から** **私立高校の授業料実質無償化**がスタートしています!

高等学校等就学支援金(返還不要の授業料支援)の制度改正で、さらに私立高校に通う生徒への支援が手厚くなりました!



### 対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

【計算式】

**市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円** ➔ **支給額：最大39万6,000円**

(15万4,500円以上)  
< **30万4,200円** ➔ **支給額：11万8,800円**

※マイナポータル上での項目名  
・課税所得額(課税標準額)  
・市町村民税\_調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

		11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1,090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

### 家計急変支援制度について

2023(令和5)年度からの新制度です!

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

**主な要件** 対象となる家計急変事由に該当  
+  
世帯年収が約590万円未満相当まで減少

**支給限度額** 月額：33,000円  
※公立高校等は  
月額：9,900円

文部科学省家計急変支援制度サイト  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)

